

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等について

指定都市教育委員会協議会

【現状認識】

令和 3 年 1 月の中教審答申においても、実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を進めていくことが求められており、「特異な才能のある児童生徒」に対しても、「多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を図りながら、指導・支援の充実を図るべきものとする。そのようなことを踏まえながら、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対するこれからの指導・支援の在り方等について、検討を進める必要がある。

【審議まとめに対する協議会としての意見】

①特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進

- ・全国共通の研修システムを構築し、研修は文部科学省が作成予定の共通した教材を使用する。
- ・オンラインやオンデマンドを活用し、より多くの関係者が情報共有できるようにする。
- ・先進的に取り組んでいる諸外国等の事例から、「特異な才能」に対する理解を深めることができるようにする。

②多様な学習の場の充実等

- ・学校での学習の場として、校内教育支援センターや通級指導教室の活用が考えられる。
- ・一人一台端末や個別教材を活用することにより、個別に学習できる機会を確保するとともに、必要に応じて、場所の確保が必要となる。
- ・学校外での学習として、フリースクール、支援団体、医療機関等が考えられる。
- ・高度な内容の学習を要する児童生徒に対する学びの場として、大学等の研究機関が考えられる。
- ・外部機関との連携がより一層必要となることから、国として仕組みを構築するなど、協力要請を進めていただきたい。

③特性等を把握する際のサポート

- ・特性を把握する方法の研究
- ・児童生徒の特性に気づいた場合の対応についての共通理解と支援方法の妥当性の評価が必要

④学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供

- ・文部科学省指導のもと、各教育委員会が適切な外部機関（大学等の研究機関・医療機関等）と協力・連携しやすい環境を整える
- ・情報を学校、教育委員会、市町村、都道府県、文部科学省の HP に掲載し、保護者も含めて広く情報共有する。

⑤実証研究を通じた実践事例の蓄積

ア 実証研究の必要性

- ・諸外国で実践されてきた事例を踏まえて、日本で実践できる内容のものを検討する必要がある。

イ 実証研究を通じて検証すべきこと

- ・「特異な才能のある児童生徒」のキャリア発達につながったかどうか。

ウ 研究を実施する際の留意事項

- ・当該児童生徒が指導や支援を受け入れなくなった場合の対応。
- ・「特異な才能のある児童生徒」とともに学ぶ他の児童生徒に対する配慮。

エ 実証研究のアウトプット

- ・研究成果を広く共有し、各校の実践につなげる仕組みを整える。